宮城県産清酒生産基盤強化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　県は、近年における清酒原料米の価格高騰が県内の清酒製造業者に及ぼす影響を緩和し、宮城県産米を使用した高品質な酒造りの生産基盤の維持・強化を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、清酒製造業者が購入した令和７年産の県産原料米の数量に応じて、予算の範囲内において、宮城県産清酒生産基盤強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２　この要綱における用語については、次のとおりとする。

（１）「酒造好適米」とは、「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成２１年４月６日付け２０総食第１０４２号農林水産事務次官通知）において宮城県の醸造用玄米（選択銘柄）産地品種銘柄に指定されている品種とし、別表１のとおりとする。

（２）「主食用米」とは「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成２１年４月６日付け２０総食第１０４２号農林水産事務次官通知）において宮城県の水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（必須銘柄、選択銘柄）産地品種銘柄に指定されている品種及び「愛国」とし、別表２のとおりとする。

（補助事業者）

第３　この要綱において、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）とは、日本標準産業分類（令和５年７月２７日付け総務省告示第２５６号）に規定する清酒製造業に係る事業者であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）酒税法（昭和２８年法律第６号）第３条第１項第７号及び第７条第１項で規定する清酒の製造免許を有すること。

（２）県内に主たる事業所を有すること。

（補助金の交付対象等）

第４　この要綱における補助金の交付対象は、補助事業者が清酒の製造に利用するために購入した令和７年産の宮城県産酒造好適米及び令和７年産の宮城県産主食用米（以下「令和７年産県産原料米」という。）とし、令和８年３月１日から令和８年１０月３１日までの期間内に納品が完了され、かつ、購入代金の支払いを完了したものに限る。

（補助金の額等）

第５　補助事業者に交付する補助金の額は、令和７年産県産原料米の購入数量に別表３に

掲げる交付単価を乗じた金額とする。ただし、予算を上回る交付の申請があった場合は、交付単価を減じて額を調整する場合がある。

２　補助金の額の算出において発生した千円未満の端数は、切り捨てとする。

（交付の申請）

第６　規則第３条第１項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第１号によるものとし、その提出期限は令和８年１１月６日とする。

２　規則第３条第２項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）補助事業実績報告書（別記様式第１号－別紙１）

（２）事業費支出明細書（別記様式第１号－別紙２）

（３）補助事業用帳簿（別記様式第１号－別紙３）

（４）暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿（別記様式第１号－別紙４）

（５）直近３期分の決算報告書の写し〔法人の場合〕又は所得税青色申告書等〔個人の場合〕

（６）登記事項証明書〔法人の場合〕又は代表者の住民票抄本〔個人の場合〕

（７）納税証明書（全ての県税）

（８）令和７年産県産原料米の購入実績を証明する書類（領収書等）

（９）その他知事が必要と認める書類

３　次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者

（２）交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和２年４月１日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者

（３）暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（４）県税に未納がある者

４　知事は前項第３号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会ができる。

（交付の決定及び額の確定）

第７　知事は、第６の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときには交付を決定し、申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるとき又は予算上の理由により補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

３　規則第１２条の規定による実績報告については、規則第３条の規定による交付申請書の提出により、当該補助金の実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付方法）

第８　補助金は規則第１３条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（返還請求）

第９　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第８条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた補助金の額を返還しなければならない。ただし、災害等、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

（１）提出した書類に偽りその他悪質な不正があった場合　全額

（２）令和７年産県産原料米が本事業における目的とは異なる用途に利用されていたことが明らかとなった場合　当該数量に係る補助金相当額

（３）補助金の交付決定を取り消された場合　全額

（４）前各号に掲げる場合のほか、知事が交付した補助金を返還させることが適当と認める場合　知事がその都度定める額

２　補助金の交付を受けた者は、前項の規定による補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から１５日以内に必要額を納付しなければならない。

３　知事は、第１項の規定により補助金の返還を求められた者が、前項に規定する期限内に返納を完了しない場合には、未納期間に応じて、未納金額に年１０．９５％の割合で計算した加算金を徴するものとする。

（書類の提出）

第１０　この要綱により知事に提出する書類の部数はそれぞれ１部とする。

（書類の保存）

第１１　補助金の交付を受けた者は、交付申請及び補助金の交付に係る証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第１２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年１２月１７日から施行し、令和７年度予算に係る補助金に適用する。

附　則

この要綱は、令和８年７月２７日から施行し、令和７年度予算及び令和８年度予算に係る補助金に適用する。

別表１（第２第１項第１号関係）

令和７年産県産原料米の種類	品種
酒造好適米	吟のいろは、蔵の華、ひより、美山錦、山田錦

別表２（第２第１項第２号関係）

令和７年産県産原料米の種類	品種
主食用米	愛国、あきたこまち、いのちの壱、大粒ダイヤ、 かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、 コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、 さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、 つきあかり、つくばＳＤ１号、つや姫、東北１９４号、 トヨニシキ、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、 ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、 萌えみのり、やまのしずく、ゆきむすび、ゆみあずさ

別表３（第５第１項関係）

令和７年産県産原料米の種類		交付単価	補助額
酒造好適米		１俵当たり６，６００円	購入数量（俵）に交付単価を乗じて算出した額の合計を補助額とする（千円未満切り捨て）。
主食用米	トヨニシキ	１俵当たり６，４５０円	
	ササニシキ	１俵当たり５，４５０円	
	その他主食用米	１俵当たり５，２００円	